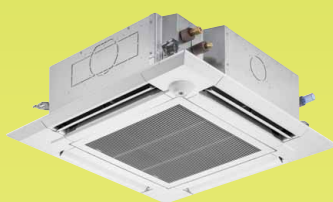


2015年4月スタート

業務用冷凍空調機器の
ユーザー様へ

点検は義務 になります。

フロン排出抑制法に関するお知らせ



フロン類を使用した**業務用冷凍空調機器**（第一種特定製品）の

管理者（ユーザー様）が対象です。

私たち、フロンに
おまかせください！



一定容量以上の機器は
有資格者による点検が必要です。

▼ 詳細は裏面をご覧ください ▼

第一種特定製品とは？

冷媒としてフロン類が充填されている次の機器を指します。

①業務用の空調機器

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリー冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿機など。

②業務用の冷凍・冷蔵機器

コンデンシングユニット、冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷凍・冷蔵装置、冷凍機応用製品（ヒートポンプ給湯機等）など。

管理者に求められることは？

管理している全ての第一種特定製品について、次の3点を順守する必要があります。

点検

簡易点検

定期点検

（機器が一定規模以上の場合）

記録

点検および整備内容から
機器を破棄するまでの
記録を保存

報告

年間漏えい量が
1,000t-CO₂
以上の場合

点検の内容

全ての第一種特定製品について、管理者は **簡易点検** を行う必要があります。

さらに管理する第一種特定製品の**圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW 以上**の場合は、**有資格者**※ による **定期点検** を行う必要があります。 ※冷媒フロン類取扱技術者等

点検種別	対象機器と規模		点検頻度	点検内容
簡易点検	全ての機器		3ヶ月に1回以上	目視確認による、機器の異音・異常振動、外観の損傷・腐食・錆び・油にじみ、熱交換器の霜付き、他
定期点検	空調機器	50kW以上	1年に1回以上	<有資格者が実施> ①目視確認等 ②間接法：機器の運転状況記録などから判断 ③直接法：発泡液や蛍光剤で確認 注）蛍光剤の成分によっては機器に不具合を生じる可能性があるため、当社は使用を了承しておりません
		7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上	
	冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上	

◆フロン排出抑制法について詳しくは



暮らしと設備の総合情報サイト[WINK]
製品のカatalog・技術情報等はここから。

→右上「販促資料を探す」のタブをクリック→「フロン排出抑制法」で検索

◆三菱電機の対象製品に関するご相談は

三菱電機冷熱相談センター

0037-80-2224 (フリーボイス) / 073-427-2224 (携帯・IP電話対応)
(月～金曜 9:00～19:00、土曜・日曜・祝日 9:00～17:00)
FAX (365日・24時間受付) 0037-80-2229 (フリーボイス) / 073-428-2229 (通常FAX)

◆点検のご依頼・ご相談は

ご購入された販売店

または

三菱電機ビルテクノサービス ビルまるごと相談室

まるごとオーナー
 0120-0510-07

フリーダイヤル受付時間 平日 9:00～17:30